

令和3年度 第1回男女共同参画審議会概要

1. 日時 令和3年7月16日（金）午前10時00分から

2. 場所 第1庁舎 3階 庁議室

3. 出席者

北川委員、大塚委員、田中委員、小宮委員、加茂委員、
熊坂委員、永沼委員、橋本委員
飯野委員、竹内委員、大久保委員、黒部委員

流山市 須郷総合政策部長、内総合政策部次長（企画政策課長）
事務局 秋葉男女共同参画室長、齊藤主事

4. 議題

（1）流山市第4次男女共同参画プラン令和2年度事業評価
報告について

（2）その他

5. 概要

（内総合政策部次長）

本日は、令和3年度第1回審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、総合政策部長の須郷より御挨拶申し上げます。

（須郷総合政策部長）

本日は、北川会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。男女共同参画の推進については、内閣府が令和2年度中に第5次男女共同参画基本計画を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響に言及するなど、新たな課題への取り組みが始まっています。

流山市第3次男女共同参画プランの計画期間が令和元年度までであったことから、昨年度は、第3次プランの事業評価と、第4次プランの事

業予定について報告を行い、委員の皆様の御意見をいただきました。

本日は、第4次プランの運用初年度である令和2年度の事業評価について、御報告させていただきます。忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

(内総合政策部次長)

それでは、議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと存じます。北川会長、よろしく申し上げます。

(北川会長)

おはようございます。

しばらく皆様とはお目にかかりませんでしたがお元気で過ごされていたようで、何よりでございます。コロナ禍ではいろいろな対応がありまして、皆様も大変だったかと思えます。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第1回流山市男女共同参画審議会を開会します。議事に先立ちまして、本日の会議は、委員12名中、12名全員に御出席いただいておりますので、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づきまして、本会議が成立していることを御報告します。

傍聴人の方はいらっしゃいませんが、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます前に、事務局から本日の資料について説明願います。

(事務局)

それでは、資料の確認をお願いします。

(1) 次第

(2) 審議会委員名簿

(3) 流山市第4次男女共同参画プラン 令和2年度事業評価シート

(4) 流山市第4次男女共同参画プラン

令和3年度事業予定変更点について

(5) 第5次男女共同参画基本計画（概要）

以上、計5点を事前送付させていただきました。お揃いでしょうか。
また、昨年度より引き続き、

- ・流山市第4次男女共同参画プラン
- ・流山市第4次男女共同参画プラン

令和3年度事業予定及び事業実績評価シート
についてもお手元に御用意いただきますようお願いいたします。

(北川会長)

それでは、会議次第に則り、議事を進行します。

議題1の「流山市第4次男女共同参画プラン令和2年度事業評価報告
について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、「流山市第4次男女共同参画プラン 令和2年度事業評価シート」
を御覧ください。

令和2年度事業評価にあたっては、各事業担当課に、それぞれの取り
組み内容に対して実施した内容を記入し、A～Dで評価してもらいました。
評価基準は、A：達成できた、B：ほぼ達成できた、C：あまり達成できな
かった、D：達成できなかった の4段階です。各課に、1年間の取り組
みを振り返ると同時に、令和3年度の事業予定についても改めて見直す
機会としました。

令和2年度事業評価シートについて

1 主な指標

主な指標の網掛け部分は、令和2年度に目標値を達成した項目です。

2 2項目中4項目が目標値を達成しました。主な内容は次のとおりで
す。

(1) 男女が平等に扱われていると思う市民の割合は、まちづくり達成
度アンケートの結果です。

平成28年度から「社会全体」、「家庭」、「職場」、「学校教育の場」、

「法律や制度上」、「社会通念・慣習」の6項目に分けて男女平等感を調査しています。

44.2%は6項目の平均値であり、昨年度の36.7%と比較して7.5ポイント上昇しました。(令和2年度のアンケート結果から、無回答を除外した数値を採用している。昨年度の結果を無回答除外で置き換えた数値として比較)

全項目において女性より男性のほうが「平等である」と感じている割合が高い結果となっています。また、男女とも、「学校教育の場」において「平等である」と感じている割合が最も高く、男性においては、73.4%となっています。

(2) 「男女共同参画社会」という言葉の認知度は令和2年度まちづくりアンケートに盛り込み数値を得る予定としていましたが、アンケート抽出趣旨に合致しなかったことから、今回はお示し出来ませんでした。今年度中に、別の方法で数値を得るように検討しています。

(3) 「男性職員の育児休暇制度の周知率」は100%となり、目標を達成しました。

(4) 審議会等への女性の登用率は、4割を目標としていますが、8番の「審議会等への女性の登用率(執行機関を除く附属機関等)」では、38.6%でした。指標に記載はありませんが、「流山市子ども・子育て会議」における71.4%という結果をはじめ、女性委員が目標値をゆうに超える審議会等も複数ある反面、審議会の種類によっては、公募枠に女性の応募が少ない、学識経験を有する者に該当する女性が少ない、専門的見地を有する女性研究者が少ない等、短期間での解決が困難と思われる課題を抱えている状況がある。専門性を求められ、かつ、業務の負担が大きい審議会においては、団体に依頼している委員の推薦要件に、積極的に女性を登用するよう求めることは難しいという担当課の意見も寄せられています。

(5) 女性のいない審議会は、令和2年度末時点で、政治倫理審議会

(公募有)、入札監視委員会 (公募無) の 2 審議会です。

(6) 市女性職員の管理職への登用率は、18.6% (220人中41人) (令和2年4月1日時点) であり、記載はありませんが、令和元年度の16.9% (201人中34人) から1.7ポイント増加しています。登用率は、教育委員会の管理主事等5級管理職を含む数値となっています。

なお、令和3年4月1日時点の登用率は19.64% (224人中44人) となっています。

(7) 男性の家事・育児・介護に費やす時間は、平日で0.9時間、休日で1.4時間でした。第4次プランからの新規指標ですが、平日・休日ともに目標値には達していません。

(8) 「『男は仕事、女は家事育児』という固定的な見方をしている人の割合」は9.6%で、指標に記載はありませんが、令和元年度の8.4%より1.2ポイント上昇しました。一方で、「男女とも仕事を持ち、家事育児も共同して行うことがよい」と考える人も、記載はありませんが令和元年度の79.3%から87.8%となり、8.5ポイント上昇しました。

(9) 第4次プランより新たに設定した防災分野の指標については、「防災会議女性委員の割合」が18.8%で、指標に記載はありませんが、令和元年度の19.4%から0.6ポイント下落しています。

なお、令和2年度中の改選により女性委員が1名増加しています。

2 基本目標 I 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

事業 No. 1 ~ 11 が対象となります。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
8	3	1	0

・ 秘書広報課や企画政策課において、人権尊重や男女平等意識の醸成に

係る啓発事業を行いました。

- ・ 企画政策課において、女性の社会参画を推進するための女性向け啓発講座を実施しました。
- ・ 学校では、各授業で人権尊重や男女平等意識を育成する指導が行われました。

3 基本目標 II 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

事業 No. 12～48 が対象となります。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
39	32	30	0

- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する情報を発信するとともに、庁内でも育児休業等の制度の周知を行い、利用促進を図りました。
- ・ 審議会担当27課のうち、女性委員4割の目標に対しA評価を達成したのは6課でした。その他の課においても、専門職の推薦に際し、女性の推薦を求めるなど、女性委員の割合向上に努めました。
- ・ 事業 No. 16 及び 17 について、評価に「-」とある箇所は、所管する審議会が休会中などで、評価が出来なかった課となります。
- ・ 家庭内の家事・育児や地域活動での男女共同参画を進めるため、市民向けに、各課でイベントや情報発信を行い意識啓発に努めました。
- ・ 労働の場における男女共同参画推進やハラスメント防止の意識啓発のため、商工関係団体等への資料配布や、情報提供により男女が共に働きやすい職場環境づくりを働きかけました。

4 基本目標 III 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

事業 No. 49～75 が対象となります。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
30	11	2	4

- ・ DV や虐待に関する相談窓口の周知・案内を行うとともに、研修会や講座で虐待防止の意識啓発に努めました。
- ・ 関係各課・機関との間で情報共有を行い、相談者を適切な相談や支援

に繋げられるよう、連携強化を図りました。

- ・ 生活に困難を抱える方の負担軽減や、適切な支援につなげるための相談を実施しました。
- ・ 高齢者、障害者へのサポートとして、適切なサービスや介護予防につながる活動機会を提供しました。
- ・ 男女ともに、適切な検診等を案内し、健康相談等による情報提供にも努めました。
- ・ 保育所の整備や相談体制の充実により、子育て世代や働く女性の支援を行いました。
- ・ 防災講話やマニュアルの策定等により、防災活動への女性参画を推進する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。

5 基本目標 IV プランの推進体制の充実

事業 No. 76～83 が対象となります。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
8	0	0	0

- ・ 第3次プランの最終年度となる令和元年度の事業実績と評価を取りまとめ、審議会で報告すると共に市ホームページで公表しました。
- ・ 庁内推進体制として、2回の男女共同参画審議会でプランの進捗状況を報告し、5回の男女共同参画推進本部研究会で男性職員の育児休暇やワーク・ライフ・バランスの在り方について検討しました。
- ・ 庁内職員向けに、男女共同参画推進のための研修会を行いました。
- ・ 国・県・団体等から発信される情報を収集し、市民への周知を図りました。
- ・ 啓発事業や相談事業を委託している NPO 法人や他自治体と連携を取りながら、状況に応じて男女共同参画推進事業を進めました。

6 まとめ

全体では、34課（指標のみを含む）が83の施策事業を展開しました。

令和2年度事業評価の内訳

A評価	85件	48.85%
B評価	46件	26.44%
C評価	33件	18.96%
D評価	4件	2.30%
評価対象外	6件	3.45%
計	174件	

- ・ C評価、D評価については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止、開催回数を減らす、開催しても応募が少なかったなどによるものです。
- ・ 事業No.16、17の審議会に対するC評価については、委嘱期間内で改選が無く昨年度と同様の委員構成のため達成に至らなかったことによるものですが、次の改選の際には、保育が必要な方でも子どもの一時的預かりや一時保育が活用できることを改めて周知し、学識経験者等の委員推薦を受ける場合も、女性の積極的な推薦を依頼するよう担当課に働きかけてまいります。

7 令和3年度事業予定について

- ・ 今回の令和2年度事業評価を受けて、昨年度中に作成していた令和3年度の事業予定の「取り組み内容」を必要に応じて見直し・修正したものです。
- ・ 企画政策課では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商工関係団体等に対面での講話の実施が難しくなったことから、書面による情報提供等も踏まえた表現に修正しました。

以上

(北川会長)

今の事務局の説明に対して、御意見等ありましたらお願いします。

事業数が多いので、4つの基本目標ごとに意見をいただきたいと思っております。まずは、基本目標Ⅰ「男女一人ひとりを人として尊重する意識づ

くり」の事業について、御意見がありましたらお願いします。

（大久保委員）

事業 No. 3 の実施結果について、「LGBT に関するパネル展を南流山センターで実施」とあります。私も見に行ったのですが、パネルの情報が古かったのと、他自治体の資料が展示されていたので、流山市独自の情報を展示してほしかったです。ジェンダーギャップ指数も古いデータの数値が記載されていました。男女共同参画室が主催するのであれば、最新の情報を掲示してほしいと思います。

（北川会長）

資料については、表記が古い情報になっているのであれば、最新の情報がどうなっているのか、分かりやすいものにしていただければと思います。新型コロナウイルス感染症の影響もあったかもしれませんが、重要で関心の高いテーマでもありますので、配慮をお願いします。

（竹内委員）

事業 No. 5 の企画政策課の取り組み内容は「…情報収集に努め、…随時情報提供を行います」とあります。私はあまりツイッター等を使いませんが、主に情報提供のみを行っているのでしょうか。市民の声を受け取るメールやツイッターの仕組みは用意されているのでしょうか。

（事務局）

基本的にツイッターなどの使用は事務局からの情報提供のみになります。市民の方の御意見は、窓口でお伺いしたり、各講座やパネル展で実施するアンケートなどで集めるよう努めています。

（飯野委員）

事業 No. 4 の実施結果にセミナーの開催とありますが、各講座の出席者はどれくらいでしたか。

(事務局)

ごほうび講座が79名、仕事復帰応援セミナーが45名、課題解決セミナーが55名、ハラスメントセミナーが15名でした。

(北川会長)

では続いて、基本目標Ⅱ「一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり」の事業について、御感想・御意見を頂戴したいと思います。

(大久保委員)

No.16と17について、取り組み内容で、専門的知識を要する審議会について、「女性の登用に努める」と記載されているところがあります。専門的な分野に女性は入ることが出来ないのか、こうした状況は今後改善されていくのかどうか分からなかったので聞きたいです。

(事務局)

審議会委員の推薦を依頼する際には、学識経験者をお願いする時でも、出来るだけ女性の方を推薦いただくようお願いしていますが、分野によっては、専門的な知識をお持ちの方の中に女性が少ない、という現実がまだあります。例えば、福祉などの分野では女性で専門的知識をお持ちの方も多くいらっしゃいますが、都市開発やまちづくりの分野では、まだ女性の方が少ないので、推薦をお願いしても選任できる方がいらっしゃらないということがあります。

国でも理系の女性が少ないことに対し、女性にも理系分野に興味関心を持ってもらおうという取り組みが始まっていますが、状況が変わるには少し時間がかかるかと思います。審議会委員への女性の登用状況についても、同様に時間をかけて改善されていくものと思います。

(北川会長)

日本は理系の女性が少なく、やっと16.9%になったと言われていています。女性が社会へ進出していくことについては、政府も一生懸命後押ししていますが、研究分野、特に自然科学の分野は非常に遅れています。

男女共同参画基本計画でも触れられてはいましたが、これまで何の法律も対策もされていませんでした。

韓国では、理系分野に女性を増やすための法律を7～8年前に作り、あっという間に日本を追い越し、理系分野の女性が20%を超えました。

文部科学省がやっと理系分野の女性を増やそうと中学・高校からそういう教育を始めてはいますが、なかなか進まないというところもあるようです。教育の中で進めないと、社会には反映されないと思いますので、本当に加速させていかないといけないと思います。

そして、今説明がありました、まちづくりの分野で女性の参画が遅れていると言われておりますが、まちづくりに関することで、自然科学分野の方が入らなければいけないというわけではないと思います。まちづくりは生活に関することですので、実生活の視点から考えなければいけないことです。いろいろな分野の、女性の方にも参画するチャンスはあるのに、捉え方に偏りがあるような気もして、残念にも感じますので、考えていかなければいけないことだと思います。

(飯野委員)

事業 No. 13にある「母子健康手帳交付時に最新の情報を収集し、提供」というのは非常に有効だと思いますが、母子健康手帳は様式が決まっています変更ができなかったり、何ヵ年かまとめて印刷していたりしているのではないかと思ったのですが、具体的にどのように実施しているのでしょうか。母子健康手帳に情報を載せた別紙を挟んでいたりと、手帳とは別に流山市独自に別冊子を作っていたりするのでしょうか。情報提供自体はとても良いことだと思いますので、ぜひ教えてほしいです。

(事務局)

母子健康手帳の交付時には、保健師の面談を受けていただくことになっています。保健センターやおおたかの森市民窓口センターなどで行っていますが、その際に、「すこやかファイル」にさまざまな情報をお入れして渡しています。

また、母子健康手帳は、印刷された時点の情報が掲載されますので、最新ではない場合もありますが、毎年印刷していますので、何ヵ年分

まとめて印刷しているのではなく、その年の新しい情報で作成しております。

(小宮委員)

プランの策定時に検討することかもしれませんが、事業 No. 16 と、17 は内容が重複しているように感じます。実施した内容も同じような取り組みになってしまうので、内容を整理した方が良いと思いました。

(北川会長)

同じ内容にも捉えられますが、本プランはすでに運用されていますので、現行はこの内容で評価を行うのが良いかと思います。

また、女性委員の割合を4割以上にするというのは、すでにそれ以上の7割を超えているところもありますが、どれだけ女性の意見を反映させられるか、という視点ですが、そもそも、女性がいない審議会がまだどれだけ残ってしまっているのかを見ていく必要もあるとして設定されたのではないかと思います。当然、女性のいない審議会を0にすることが我々のゴールですので、この5年間は、いつゴールを達成できるかを評価していくことにしてはどうでしょうか。

(事務局)

次期プランの策定時には検討の必要があるかもしれませんが、現行プランの運用期間中にも状況は変わるかと思いますが、その推移を見ながら、次のプランに活かしていければと思います。

(北川会長)

こうした目標を設定する必要がない状況になるのが一番望ましいことなので、そこを目指していきたいですね。貴重な御意見ありがとうございます。

審議会委員の女性割合を4割以上にするという課題は、ジェンダーに偏った委員構成割合に表れていると思います。例えば、子ども支援に関する分野の審議会では女性の比率が高いですが、自然科学系の分野では低くなっています。しかし、審議会ですから、本来であれば「女性だけ

ら、男性だから、委員割合が高いまたは低い」というものではないです。そうした意識の周知徹底が、審議会を所管する庁内各課でも必要でしょうし、審議会委員自身の意識も必要だと思います。

それでは、基本目標Ⅲ「生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり」に進みたいと思いますが、いかがですか。

(小宮委員)

事業 No. 49 に松戸保健福祉センターでの相談について記載がありますが、市でも相談の受付をしていると思います。プライバシーに関わることは除いて、どのような傾向があるか内容を教えていただけませんか。

(事務局)

松戸保健福祉センターでの相談実施の周知等については、秘書広報課の所管になりますので、企画政策課男女共同参画室が窓口となっている女性の生き方相談について、一例としてご説明します。個別の事例は申し上げられませんが、家族間でのDVや暴力、ご家族との関係についての悩みを相談にいらっしゃる方も多いです。相談員の先生は、家庭裁判所の調停員などの経歴のある方たちですので、そうした知見からの助言・アドバイスをしていただき、必要に応じて、福祉や子ども支援関係の部署に繋げております。

(小宮委員)

相談件数は分かりますか。

(事務局)

令和2年度は、全部で109件お受けしています。

(小宮委員)

ありがとうございます。

～傍聴人入室～

(北川会長)

ただ今、傍聴人の方が一名入室されましたので、傍聴人の方に申し上げます。傍聴に際しましては、会議の進行に御協力をお願い申し上げます。なお、あらかじめ御報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

御意見は伺えませんが、規則に則ってお聞きいただければと思います。また、会議の途中の入室ですが、このまま進行させていただきます。

(竹内委員)

事業 No. 66 の健康増進課の取り組みについてお尋ねします。事業内容に「性感染症に関する正しい情報を提供する」とありますが、一般向けのものなのか、学生については思春期保健の教育などで学んでいるのかを教えてください。

(事務局)

詳細を把握しておりませんので、後ほど確認させていただきます。

(田中委員)

小学校では、体を動かす「体育」とは別に、「保健体育」という教科があり、こうしたエイズや性感染症に関しても学ぶ時間があります。

(竹内委員)

「保健体育」という授業の中で学んでいるのですね、ありがとうございます。

(大久保委員)

事業 No. 73 について、「防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進します」という事業が、昨年はコロナ禍により実施出来なかったとありますが、防災は「待ったなし」のものです。D 評価の事業ですので、今年度はどう考えているのかが気になります。

(北川会長)

防災危機管理課の見解について、事務局はどうでしょうか。

(須郷総合政策部長)

直接のご回答になるか分かりませんが、去年は防災訓練についても、コロナ禍ということで中止となりました。ただ、大久保委員が仰ったように、防災というのは「待ったなし」ですので、コロナ禍でも出来ることを考え、内容については多少変更しましたが、総合防災訓練については8月に実施を予定しているということですので(※)、その他の防災への取り組みについても、コロナ禍であってもできることを進めていくという考えでございます。

※8月29日に予定していた流山市総合防災訓練については、千葉県での緊急事態宣言の発令ならびに市内の感染拡大状況を考慮し、中止となりました。

(北川会長)

では、今年は状況が変わりそうですね。

(大塚委員)

基本的課題「子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり」について、事業No.67～72全体を見ると、A評価が7つ、D評価が1つで、かなり達成されているように思っています。実際に、保育環境の改善、保育所数の増加といった成果があるようです。しかし、指標である「流山市は子育てがしやすいまちだと思える保護者の割合」の実績は目標値からは後れを取っている気がします。

各事業の評価はAなのに、指標がまだ達成されていないというところから、何か新しい策を取らないといけないのではないかと感じました。何か考えや御意見があれば伺いたいと思いました。

(北川会長)

事務局どうですか。

(内総合政策部次長)

事務局としては計画に基づいて事業予定を作り、担当課では、ワークショップを開催するなどし、それぞれ仕組みづくりの啓発に努めています。ここでは、皆様の御意見をお伺いして、担当課にその内容を伝えて、積極的に事業に反映させて進めていきたいと考えております。

(北川会長)

それでは、この点について、皆様の中から御意見やアイデア等がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思いますが、今すぐというのも難しいと思いますので、少しお時間をいただいてもいいでしょうか。委員の皆さんから意見を集約してお伝えしていただくというのはどうでしょうか。

(内総合政策部次長)

それでは事務局でフォーマットをお作りし、委員の皆様にお送りしますので、そちらで御意見をいただき、担当課にフィードバックしたいと思います。また、委員の皆様にも、こうした意見があったという御報告をさせていただきます。

(大塚副会長)

私は流山市ではなく、柏市で子育てをしていますので、実際に流山市で子育てをしている方に、数値だけではなく、具体的な内容を聞ければと思います。こうした取り組みはすでにされているかとも思いますが、不満に思っていることや、「支えてほしい」と思っていることを知れたらいいなと思います。

(北川会長)

そうしたことも意見として挙げていただくと良いですね。それでは、基本目標Ⅳ「プランの推進体制の充実」について御感想・御意見はいかがでしょうか。

(竹内委員)

意見ではないのですが、委員として、事務局や各担当課の尽力に御礼を申し上げたいと思います。

(北川会長)

今、竹内委員が仰ったとおりで、私たちも感謝しているところです。審議会も回数は多くありませんので、私たちが貢献できるのは、まず審議会には事情のない限り必ず出席して、審議することです。そうすれば、評価内容もより良いものになっていくと思います。

評価については、先ほどから意見が出ていますが、現行の基準に「S」があっても良かったかもしれません。プランはすでに策定されていますので後から変えることはできませんが、100%を達成したところは、「S」を付けても良かったかもしれないという思いもあります。

(熊坂委員)

私は商工会議所から選任されておりますので、商工関係の評価が気になるところです。毎月1回の常議員会では、商工振興課の課長さんも出席をして、市のいろいろな情報もいただいておりますが、事業 No. 19～22の中の商工関係のものは、もっと積極的に、商工会議所をはじめとした他の団体や農業関係などについて、もっと積極的・具体的な依頼をしても良いのではないかと思います。

私も常議員会に参加していますが、毎月、市の現在の状況をお話いただきますが、要望といったものは上がってきません。その前段階では上がっているのかもしれませんが、最終的な決定の場である常議員会には上がってこないのです。「こうしてほしい、こうしたらどうか」というのを、上げていいのではないのでしょうか。

私は女性会の会長をしています。女性会ですので、商工会の中でも割合は多くありませんが、積極的に前に出ようとしている方も多くいます。私共の団体は、企業主の夫人や従業員も入会資格がありますが、最近特に多いのが女性起業家です。特に流山市や商工会議所の起業セミナーを受けて開業された方がいます。流山市は女性のための起業セミナーをされていますよね。御夫妻で、妻は流山市、夫は商工会議所の起業セミナーで勉強されて、開業された方もいます。

こうした方は積極的にソサエティを作り、SNS で発信されています。御本人が発信されているので積極性もあり、現実的な内容を発信されています。

こうしたことも踏まえて、商工会議所などに積極的・具体的な依頼をして良いのではないかと思います。それから、広報やホームページは、若い方はあまり見ないと思います。ですから、フェイスブックやインスタグラムとかに、自然に出てくると良いと思います。実は、一番フェイスブックなどで発信している一人が市長です。市長が、シェアしたりして広げてくださっています。女性会の活動もそうしていただいています。若い人たちの目に直接触れるような広報媒体を活用すると、評価も上がってくるのではないかなと思います。

(北川会長)

大変貴重な御意見をありがとうございます。私たちも考えていかなければいけないことですね。事務局はどうでしょうか。

(須郷総合政策部長)

やはり情報発信ということで、情報提供も含めて、御提案いただいたように、もう少し細かく対応していく必要があるかと感じます。その中で、各世代に届く情報発信が必要ですし、やり方については、今後もう少し丁寧に検討していきたいと思います。

(小宮委員)

全体のまとめかたについてですが、指標の番号と事業 No. が合致しませんので、関連付けていただくと分かりやすいです。

また、例えば事業 No. 35 では、家事・介護等に関する事業ですが、取り組み内容に対し、講座を実施したとあります。これだけを読むと、実施していますので、A 評価でもよいのではないかとも思いますが、B になっています。B は「ほぼ達成できた」という評価ですので、不十分だった部分を書かないと、なぜ B 評価なのか分かりません。

私は 3 段階くらいでもいいかとも思いますが、とにかく、なぜ A ではなく B なのか、C 評価の所もありますので、やはり不十分なところは書

いておかないといけません。そうすれば改善の方法も考えられますし、表記の部分でも工夫をお願いします。

（北川会長）

とても良い意見で、やはり評価するならば、その理由は何か、ということを書いていた方が、改善するために有効ですね。ぜひ、審議会からの要望として考えていただければと思います。須郷総合政策部長、いかがでしょうか。

（須郷総合政策部長）

評価に当たっては、今御指摘いただいたように、なぜ A ではなく B なのかという理由が明確になっていないといけないと思いますので、もう少し分かりやすい表記にしていきたいと思います。

（飯野委員）

防災の事業は、コロナ禍で、対面・集団での実施を懸念して中止したということで、仕方がないと思いますが、逆に、コロナの影響があったからこそうまくいったという事業があれば教えていただきたいです。

（北川会長）

去年はコロナ禍で急な対応を迫られ中止したものもありますが、約 1 年が経ちましたので、コロナの影響も 2 年連続で同じことにはならないかと思いますが、昨年でも、突然のコロナ対応でも好事例があれば一番良いことだと思います。どうでしょうか。

（内総合政策部次長）

子育ての関係で、ここに上がっているか分かりませんが、コロナの中で新たに始めた取り組みとして、インターネットでの相談を子育て支援の部署で、いつでもどこでも相談出来る体制を実施しました。

コロナ禍によって、急遽インターネットを使うなど、事業のやり方が変わってきた、ということがあります。

(飯野委員)

インターネットを使うと、いつでもどこでも相談できるというのは非常にメリットが高いので、子育て相談を受けやすくしている、ということは市にとっても良いことですし、市民の方に周知することもメリットは高いと思いますので、高評価になるのではないかと思います。出来たら、実施した内容に具体的に書いていただいたら良かったと思います。

例えば、市役所の職員や市内の企業の方でも、出社制限がされてテレワークに移行されている方がいらっしゃれば、家庭内におけるいろいろな影響があったと思いますので、そうした事業を積極的に展開できたのなら、評価に書き加えることが出来たと思いますが、資料を見た限りではわからなかったもので、うまくいっているところがあれば、どうだったのか知りたいと思いました。

(北川会長)

こうした点も担当課に伝えていただければと思います。

(大久保委員)

No.7・8の、子どもの保健体育のところ、先ほどエイズのお話があって、校長先生の田中委員もいらっしゃるの、お聞きします。

この資料をいただいた時に、ここに記載されているような授業があったのか自分の子どもに聞いてみましたら、あまりそうした時間はなかったそうです。保健体育の授業時間は、去年はだいぶ削減されたとのことだったので、資料ではA評価ですが、実際に授業を受けている子どもからしたら、C評価だと思います。保護者の私からしても、正直、男女平等意識の醸成に努めた学びがあったように感じられないので、先ほどの理系の教育のお話にもつながるかもしれませんが、小・中学校でしっかり実施しないと、その将来で審議会委員の割合に響くように、エイズなどの教育についてもしっかり実施しないといけないと思います。

校長先生もいらっしゃいますので、校長会などで、各校に周知していただくなどしていただきたいですし、実態とずれがあるような気がします。ジェンダーとは直接関係はないかもしれませんが、気になったので言わせていただきました。

(北川会長)

校長先生の立場から、田中委員、いかがでしょうか。

(田中委員)

私の方から校長会でも伝えさせていただきます。

学校では、人権教育ということでは、男女のことだけでなく、いろいろなお子さんがいらっしゃいます。おおぐろの森中学校では、男の子でも女の子でも、好きな制服を選べるようになりました。

「命の教育」というと、子どもの中では直結しないのかもしれませんが、朝顔を育てる過程も命の教育です。「命の教育です」と言って行っているわけではありませんが、「命を大切にする」というもので、生活科であったり、保健体育であったり、道徳であったり、交通安全教育であったり、自殺などの問題もありますので、総合的に多方面からアプローチして、命の尊重や人権の尊重の教育としているのかなと思います。

今一度、校長会でもお伝えしたいと思います。

(大久保委員)

性教育については、学校側は消極的な姿勢だと聞くこともあります。昨年度は、コロナ禍で望まない妊娠も多かったと聞きますし、命を落とした方もいたと聞きます。望まぬ妊娠や命、命をないがしろにすることが多かった気がするので、出来れば、コロナ禍を良い機会にして、性教育も充実させていくことが出来ないかと思いました。

(北川会長)

ただいま、教育の現場からお話を聞きましたが、事務局ではどうでしょうか。

(事務局)

今いただいた御意見を担当課に伝え、積極的に進めていけるようにしていきたいと思います。

(竹内委員)

主な指標のページについて、令和2年から6年度の第4次プランですけれども、前回頂いた資料では、平成30年度や令和元年度の数値も入っていました。単純な比較はできないかもしれませんが、今回のような単独の年度のみ数値が入っているよりは、連続して記載されている方が分かりやすいのではないかと思います。

また、コロナ禍ということがありましたので、社会情勢として、どこかに書き加える工夫はどうでしょうか。

あと、主な指標の番号6の男性職員の育児休業についての指標では、令和2年度は82.4%となっております。前年度から下がっているように思われるので、これについて理由や分析がお分かりでしたら教えてください。

(事務局)

過年度の指標実績値の表記については、検討をしたのですが、令和2年度からプランが変わりましたので、過年度の数値は掲載しない方が適切と判断しましたが、分かりにくかったかもしれません。令和2年度から6年度のプランですので、来年度以降は、経年で数値が記入されて、6年度まで続くこととなります。アンケートの数値の取り方が変わったということもあり、過年度の数値をそのまま比較対象として掲載することはかえって混乱を招くと思われましたので、次年度以降、2年度から6年度の数値を比較していくということにして、この様式でお示しいていきたいと思えます。

次に、新型コロナの関係については、わかりにくい点もあったかもしれませんが、表記について、検討していきたいと思えます。

最後に、男性の育児休業の指標は、人材育成課で取得している指標ですので、詳細は分かりかねますが、年度によって対象の職員も同じではありませんので、そうしたところも影響してくるかと思えますが、確認させていただきます。

(北川会長)

ここまでいろいろな御意見をいただき、今後の要望も事務局にお渡し

していきたいと思いますが、「積極的に要望を出して良い」という心強い御意見もいただきましたので、私たちも具体的に意見を出し合っていきたいと思います。そして、第4次プランがうまくいくように、各課で適切に取り組んでいただき、私たちもしっかりチェックしていきましょう。

今年度よりも、令和3年度はより良くなっていくことと思いますし、これからも提言していきたいと思いますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

続いて、議題2「その他」について事務局よりお願いします。

(事務局)

まず、お配りした資料につきまして、補足させていただきます。冒頭の部長からの御挨拶にもありましたように、令和2年度中に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。国の男女共同参画推進に係る動きの参考資料として「第5次男女共同参画基本計画(概要)」をお配りいたしましたので参考までに御参照いただければと思います。

こちらは、令和2年12月25日閣議決定が元の資料ですので、ジェンダーギャップ指数が2020年のデータになっています。今年の3月に2021年のデータが出ています。日本の順位は、156カ国中120位となっています。

続いて、次回の審議会の予定についてお伝えします。第2回審議会は、11月頃を予定しています。内容としては、令和4年度の事業予定について御報告を行う予定です。

予定が変更となった場合は通知をもってお知らせいたします。改めて開催通知をもってお知らせいたしますが、何卒ご出席のほどよろしくお願いいたします。

議題2については、以上です。

(北川会長)

事務局から、他にありませんでしょうか。

(事務局)

結びにあたり、企画政策課長 内より一言ご挨拶申し上げます。

(内総合政策部次長)

本日は、貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。第4次男女共同参画プランについては、運用初年度を終え、新たな課題も見えてきたことと思います。私共事務局は、今回頂いた御意見も踏まえ、庁内、市民の皆様や各種団体、企業、関係機関の方々と手を携え、男女共同社会の実現に向け、第4次男女共同参画プランの取り組みを推進してまいり所存です。今後とも、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(竹内委員)

審議が終わってからで申し訳ありませんが、以前いただいた、まちづくり達成度アンケートと、「職員のための子育て応援ハンドブック」について、お伺いします。

まず、まちづくり達成度アンケートについて、完全無記名であるのか・市民の意見を反映する記入欄があるのか・回答の選択肢を増やしたり、設問の表現を分かりやすく修正したりすることがあるのか、お尋ねします。

(内総合政策部次長)

昨年度まで、情報政策・改革改善課の課長を務めておりまして、担当課でしたので、お答えします。基本は3,000人を対象にランダム抽出をしております。

また、経年変化を見なければいけないデータで設問を変えることには難しさもあります。しかし、社会情勢も変化しています。例えば、昨年新たに追加した設問として、コロナに対する不安に関する設問などを追加させていただきました。変えてはならない部分がある一方で、新たに変わっていく部分は追加しながら、より分かりやすいように改善しています。もちろん無記名ですので、個人がどのようなことを書いたかは分かりませんし、集計して公表する内容に個人情報はありませんのでご安心ください。

どのように事業に反映していくのか、ということについては、市ホームページに、まちづくり達成度アンケートを活用し、総合計画に基づい

た「まちづくり報告書」を掲載させていただいております。26の施策に基づいて、以前は、一つの部で一つの報告を作っていました。しかし、例えば男女共同参画社会づくりでも、各課横割りで事業に取り組まなければなりません。そこで、一つの事業報告にいろいろな部が掲載するようにしまして、一つ一つの政策を実現していくために、アンケート結果も含めて反映し、新たな事業に取り組んでいるところです。

(竹内委員)

子育て応援ハンドブックについて、申請手続きそのものは簡素なものなのか・使いやすい制度なのかという点についてお尋ねします。

あと、育児休暇について、p9の育児時間の説明に、「男性職員の場合は、配偶者が育児をすることができないときに限り」とありますが、これは、受け取り方によってはマイナスの面として、配偶者が育児をすることが前提となっているように感じられます。プラスの面に捉えらえることとしては、p14に配偶者と交代での取得もできるとありますので、アピールの仕方・アプローチの仕方に改善の余地があると思われませんがいかがでしょうか。

(北川会長)

それは、配偶者は「男性・女性」が明記されているのでしょうか。

(竹内委員)

「配偶者」と表記されています。

(北川会長)

「男性・女性」が明記されているわけではないのですね。

(竹内委員)

その捉え方が分からないので、質問させていただきました。

(事務局)

こちらの資料は人材育成課が作成していますので、先ほどの男性の育

児休業の数値のことと合わせて確認させていただいてよろしいでしょうか。

(竹内委員)

お願いします。

(北川会長)

私たちも併せていろいろと聞くことが出来ました。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。

【7月16日第1回男女共同参画審議会 当日確認事項】

- 事業No. 66「HIV/エイズや性感染症に関する正しい情報を提供する」について、一般向けに行っているのか・学生等に対しての保健教育として行っているのか。

(回答)

令和2年度は、各施設のラックにパンフレットにより情報提供を行っており、学校に向けたものではなく、広く一般市民を対象に行ったものです。(健康増進課)

- 基本的課題「子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり」において各事業評価と指標の実績値にずれが生じている点について、原因を探る方法や指標値を高めるための新たな方策は何かあるのか

(回答)

各委員より広く御意見を賜りたく、別紙様式にて御意見やお考えをご提出ください。(企画政策課)

- 主な指標の番号6「男性職員の育児休業又は育児に係る特別休暇取得率」が前年より下落した理由について

(回答)

育児参加のための休暇を取得した職員数は前年より増加したものの、配偶者出産休暇を取得した職員数が前年より大きく減少したためです。配偶者出産休暇を取得した職員数が減少した理由については、新型コロナウイルス禍において、産後入院中の家族の面会が制限されるなど出産環境の悪化等が考えられます。(人材育成課)

- 職員のための子育てHand Bookについて

①各制度の申請は簡素で、利用しやすい仕組みかどうか

(回答)

いずれの手続きも出退勤システム上で所属長の承認後、出力し、人材育成課に提出するものであり、簡素で利用しやすい仕組みと考

えております。(人材育成課)

②P9の「※男性職員の場合は、配偶者が育児をすることが出来ないときに限り取得できます。」という表現は、「女性配偶者が育児をすることが前提」とも捉えられる表現ではないか。

(回答)

育児時間制度は、子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に認められる特別休暇で、家庭と職業の両立を支援する観点から、子の親である男性職員の取得も認められます。

このため、標記の記述においては、上記の男性職員が取得する場合の前提条件を補足説明しているものであり、「女性配偶者が育児をすることが前提」であるという表現ではありません。

※本制度は女性職員の勤務を軽減し母体を保護すると同時に育児のための時間を少しでも保証するという趣旨で設けられたものであることから、女性職員が常態として子を養育できる場合等においては、男性職員の取得は認められず、また同じ子を養育する男性・女性職員が同一時間帯に取得する場合には、女性職員が優先されます。

なお、本市の育児時間制度は国家公務員と同一の内容であり、均衡の原則に従った取扱いであることを付け加えます。(人材育成課)